

公益財団法人日高奨学会 賛助会員規則

(総則)

第1条 この規則は、公益財団法人日高奨学会（以下「奨学会」という）定款第43条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員とは、当奨学会の趣旨に賛同し、代表理事の承認を得た者で、会費を納入する者とする。会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 当奨学会の目的に賛同する個人
- (2) 法人会員 当奨学会の目的に賛同する法人及び団体

(入会申込み)

第3条 会員として入会を希望する者は、別途定める申込書により、代表理事に申し込むものとする。

(会費及び納入方法)

- 第4条 会費は、個人会員年額3,000円（1口）、法人会員10,000円（1口）とし、口数は任意とする。
- 2 会員は、毎年度6月末日までに当該年度会費を当奨学会の指定する振込口座へ支払うものとする。
 - 3 年度途中に入会する場合は、入会申し込みと同時に当該年度会費を納入するものとする。
 - 4 既納の会費は、返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 会費は全額を当奨学会の公益目的事業たる奨学金支給に使用する。

(報告)

第6条 当奨学会は、会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当奨学会が解散したとき

(退会)

- 第8条 会員は退会する場合、別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 個人である会員が死亡し、又は団体である会員が解散したときは、退会したものとみなす。
 - 3 会員が1年以上会費を滞納したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、代表理事の承認を得て除名することができる。

- (1) 当奨学会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(会員への特典)

第10条 会員は、当奨学会が主催する行事（講演会等）に参加することができる。

(規則の変更)

第11条 この規則は、理事会の議決を経て変更することができる。